

ある我輩日本船主協会の船主協会の提議である船舶定期検査省署案が必死の命を海軍の基礎を危殆に陥れしむるのみならず世の方々の人命を海波の上にもぼし知て玉座の驚きや將來するものとの断りなきに地身反對の意見をも兼以せんとするものあり

治及陳情書也

当は船主協会の案及び英米二国の船舶検査法抜華を懐く由る考を以て此段申述す也

別紙(原文字)

諸願書

諸願の要旨

船舶検査及其手續簡捷ト適切トヲ期セシガ如ク
船舶検査制度ニ尤一意見ヲ示シ改メテ之ヲ改良スル
ヲ望ム

甲. 定期検査ニ于テハ

日本船舶ニ于テ年數二十五年未滿モノハ尤一検査ヲ除キ原則トシテ定期検査ヲ省略スルコト

一 船底、前田ノ入渠以後検査一年半以上ヲ経過シタル場合ハ必ス当該官憲ニ届セスルコト

一 汽機ノ製造後若干年未滿ノモノハ定期検査ヲ省略スルコト